

1. 学校における昼食の提供方法

(1) 学校給食	同じ献立の給食を生徒全員が食べる方式
(2) 選択制方式	市が提供する給食か、家庭弁当かどちらかを選べる方式

2. 学校給食の種類

(1) 完全給食	給食内容が、パン又は米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工品その他の食品を含む)、ミルク及びおかずである給食をいう。
(2) 補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。
(3) ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食をいう。

3. 学校給食の提供形式

(1) 食缶方式	小学校給食と同じ方式。1クラス分ずつまとめて保温容器(食缶)に入れてあるものを教室に運搬し、教室で食器に盛り付け配膳する方法
(2) 弁当箱方式	あらかじめ1人分ずつを弁当箱に詰めてあるものを提供する方式

4. 学校給食の実施方式

(1) 自校方式	各学校の敷地に給食室を建設し、そこで給食を調理する方式(単独調理場方式)
(2) 親子方式	既存の小学校の給食施設で、中学校の給食も調理し、配送する方式。調理場を持つ学校が「親」、調理場を持たない学校が「子」となる。
(3) 兄弟方式	中学校の給食施設で、他の中学校の給食も調理し、配送する方式。調理場を持つ学校が「兄」、調理場を持たない学校が「弟」となる。
(4) センター方式	学校外に給食調理施設を建設し、複数の学校の給食を一括調理し、各学校へ配送する方式(共同調理場方式)
(5) デリバリー方式	民間事業者が持つ調理施設で給食を調理し、弁当箱に入れて各学校へ配送する方式(民間調理場方式)